

第17回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定
検討委員会会議概要

会議名称	第17回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会
開催日時	平成29年5月8日（月） 午後1時～午後3時
開催場所	立川市役所 本庁舎 101会議室
次第	<p>[開 会]</p> <p>1 報告事項</p> <p>（1）「第16回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会（3/28）」の会議概要について</p> <p>（2）今後の委員会のスケジュールについて</p> <p>（3）東京都の条例策定の状況について</p> <p>2 検討事項</p> <p>（1）第16回策定検討委員会（3/28）及び第15回庁内検討会議（4/24）の意見・検討内容について</p> <p>（2）条文素案（たたき台）の検討について</p> <p>（3）逐条解説（たたき台）の検討について</p> <p>3 その他事務連絡</p> <p>[閉 会]</p>
出席者	<p>[委 員] 吉川かおり委員長、長谷川敬祐副委員長、泉口哲男、岩元喜代子、野々久美子、谷川香月、岡田治、奥山葉月、滝富加、田中文人、福本行廣、山本繁樹、宮本浩史（敬称略、順不同）</p> <p>[事務局] 吉野福祉保健部長、高木障害福祉課長、鈴木障害福祉課主査、加藤業務係長、城之下障害福祉第一係長、近藤障害福祉第三係長、塩島主任</p>
傍聴4名	
会議資料	<p>【事前配布資料】</p> <p>資料17-1 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会名簿（平成29年4月1日現在）</p> <p>資料17-2 第16回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会会議概要</p> <p>資料17-3 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）」策定事業の今後のスケジュールについて</p> <p>資料17-4-① 条例の骨子案 その2の検討案について（前文）</p> <p>資料17-4-② 条例の骨子案 その2の検討案について（総則部分）</p> <p>資料17-4-③ 条例の骨子案 その2の検討案について（合理的配慮等）</p> <p>資料17-4-④ 条例の骨子案 その2の検討案について（相互理解の促進）</p> <p>資料17-4-⑤ 条例の骨子案 その2の検討案について（差別に対する相談体制）</p> <p>資料17-5 条例素案（たたき台）</p> <p>資料17-6 逐条解説（たたき台）</p> <p>資料17-7 逐条解説（たたき台）「わかりやすい版」</p>

[開 会]

1 報告事項

- （1） 「第16回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会（3/28）」の会議概要について

(2) 今後の委員会のスケジュールについて

●議論をつくすため、9か月の延長を行ったが、今後はスケジュール通りに進めていく。市議会の厚生産業委員会への報告後、9月下旬より約1か月程度、パブリックコメントの募集を実施する。周知にあたっては、平成30年3月にアイムホールで講演会を実施する予定。

(3) 東京都の条例策定の状況について

●平成29年4月21日に東京都の条例策定における第2回の検討部会が開催された。八王子市の条例制定の経緯や改正などの取組みについての説明の後、質疑応答があった。その後、今回の検討事項である「都民及び事業者の責務」等について意見が交わされた。

2 検討事項

- (1) 第16回策定検討委員会(3/28)及び第15回庁内検討会議(4/24)の意見・検討内容について
- (2) 条文素案(たたき台)の検討について

前文 2段落目 【原案】

しかしながら、これまでの日本の社会においては、集団性や画一性が優先され、みんなにあわせること、みんなと同じであることが正しいという価値観が信じられてきた。その結果、誰もがもつそれぞれの個性やかがやきが否定され、集団の枠になじまない人、とりわけ障害のある人は、地域社会から排除されやすい状況が続いてきた。このような社会のありようは、一人一人の個性や人格を否定し、すべての人を不自由にするものである。

前文 2段落目 【検討案】

しかしながら、これまでの日本の社会においては、集団性や画一性が優先され、みんなにあわせること、みんなと同じであることが好ましいという価値観が主流だった(標準となっていた)。その結果、誰もがもつそれぞれの個性やかがやきが軽視(なおざりに)され、集団の枠になじまない人、とりわけ障害のある人は、<1案>地域社会で生き生きと生活できない状況が続いてきた。<2案>地域で十分に社会参加できない状況が続いてきた。このような社会のありようは、一人一人の個性や人格を軽視し、すべての人を暮らしにくくするものである。

- 前文2段落目については、歴史的背景について記述されているが、「否定的に言い切るのはいかがか」という指摘が庁内であった。
- 原案の方が心に響く。憲法の前文では、障害について触れられていない。否定的表現というのはその通りだが、原案の通りにして欲しい。「すべての人を不自由にする」という表現は、国際的な議論を踏まえている。好き嫌いはあるが、原案の方が良い。
- 検討案について、好感をもつことはできるが、前文としては原案の方がふさわしいと言える。
- 検討案の方がしっくりする。
- 原案の方が厳しい言い方だが、障害者が原案に記述されているような状況に置かれてきたという現実があった。強い気持ちをこめるという点では、原案の方が良い。
- 検討案の方がいい。「正しいという価値観が信じられてきた」はしっくりこない。決めつけられることは違和感がある。
- インパクトを与えるなら、原案の方が良いが、表現にとげとげしさを感じる。検討案の方が柔らかく読み続けられる。逐条解説で丁寧に説明してほしい。

○どちらが良いか判断は難しい。言い切るのではなく、いろんな意見があって良いのでは。個人の尊厳を大切にするというのが、戦後社会。言い切ってしまうというのは、違和感がある。検討案の方がより正確と思える。

○検討案の方が、初めて読む人の立場ではソフトな表現で良い。

○原案を推薦する。原案のような傾向は、日本社会であったのは事実。いじめの問題も続いている。「不自由」という表現の方がふさわしい。検討案は曖昧すぎる。原案でパブリックコメントにかけるのはどうか。

○実体験との間にギャップがあるのでは。原案に「地域社会から排除されやすい状況が続いてきた。」とあるが、修学旅行、進学などの場面で差別があったのは事実。障害者は義務教育を受けなくてもよいという考えも数十年前には、あった。

○原案は、「みんなと同じであることが正しい」となっているが、言い切りすぎでは。こういった教育は受けてこなかった。障害の無い方も含めて全ての人を巻き込むという観点からは、もう少しやわらかい表現にした方が良い。

○検討案の「暮らしにくく」は生活をイメージし、狭いと感じる。「不自由」の方が人権など広くとらえた感じで良い。

○一人の障害者が差別を受けているのは、不自由な社会であるということを強く訴えてほしい。逐条解説で取り上げてほしい。

○以前は、原案に記述されているような社会であったのは事実。きちんと押さえないければ、社会をかえていくことはできない。

○前文については「です、ます」調にして、パブリックコメントにかけてはどうか。

○障害者権利条約策定の過程において、Nothing about us without us（私たち抜きに私たちのことを決めるな）という言葉が、障害者の思いを示すものとして使用された。どういう背景で庁内の指摘がされたのか気になる。

●日本国憲法が制定され、平等な社会が築かれてきたという一面もある。原案のままだとそういう社会の否定になってしまう。市議会全会派からの賛同を得るため、中立性を大事にしたい。

○前文2段落目に「基本的人権が尊重されてきたが～、」という表現を追加してはどうか。

○前文2段落目について、「みんなと同じであることが正しいという価値観が根強く存在してきた」あるいは、「みんなと同じであることが好ましいと考えられてきた」としてはどうか。

○原案2段落目にある「個性やかかやきが否定され、」という部分は、「個性やかかやきが否定されやすく、」としてはどうか。日本社会では、同調圧力が強く、少数派の個性やかかやきが否定されやすかったのは事実としてある。

○前文3段落目の「誰もが暮らしやすいまちをつくる」を「誰もが暮らしやすい共生社会」にかえては、との提案だが、「まち」という表現の方が能動的。市民自ら参加してつくっていくというイメージが湧く。

○共生社会は、障害のみならず「性」や「貧困」のことも含む。この条例は障害分野のみならず、他分野に広がっていくことを期待している。

前文 4段落目 【検討案】

障害は、個人の側に原因があるものとして捉えられてきたが、本質的には、社会との関係性で生じるものであり、地域社会を構成するすべての人の問題である。機能的な障害も、生まれつきのものだけでなく、病気、事故、加齢などによって誰にでも起こりうるものである。障害のある人が暮らしやすいまちをつくることは、誰もが暮らしやすいまちをつくることであり、わたしたち一人一人が日々取り組むべき課題である。

- 検討案の前文4段落目、「個人の側に原因があるものとして捉えられてきたが、」という表現だが、言い切りすぎではないか。発生要因を特定するようでふさわしい表現ではない。
- 検討案の前文4段落目、「障害は、個人の問題ではなく」という表現は入れて欲しい。全ての人みんなの問題であることを強調して欲しい。
- 「社会との関係性」との比較の対象として、「個人の問題」は入れた方が良い。

- 第3条（基本理念）第1項にある「共に生きる社会」は「共に暮らしやすいまち」としてはどうか。
- 第3条（基本理念）第2項、「障害のある人に対する誤解」は「障害及び障害のある人に対する誤解」としてはどうか。
- 第4条（市の責務）第1項、「誰もが暮らしやすい社会」とあるが、「誰もが暮らしやすいまち」としてはどうか。

第8条 市は、障害の有無にかかわらず、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある児童・生徒が、一人一人の障害特性を踏まえ、教育的ニーズに応じた教育が受けられるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

- 第8条（教育に関する合理的配慮等）第1項、「教育的ニーズ」が法令用語にそぐわないのではとの意見だが、「必要性」という表現に置き換えると曖昧になってしまう。「本人のニーズに応じた」としてはどうか。
- 「教育的ニーズに応じた」をとり、「一人一人の障害特性を踏まえた教育が受けられるようにするため、～」としてはどうか。
- 「一人一人の障害特性を踏まえ、希望した教育が受けられるように～」としてはどうか。
- 「ニーズ」という語句は、本人が希望していること・訴えていること以外も含むのではないか。
- 「～障害のある児童・生徒が、そのニーズに応じた教育が受けられるようにするため、一人一人の障害特性を踏まえた必要な措置を講ずるものとする。」としてはどうか。
- 現状として副籍制度などはあるが、交流として意味のあるものにはなっていない。第8条（教育に関する合理的配慮等）第4項は、原案通り入れて欲しい。
- 第13条（福祉サービス・生活支援に関する合理的配慮等）第1項は、「市及び福祉に関する事業者は、円滑にサービスを受けられるようにするため、障害のある人の意思を尊重し、障害のある人の人格を尊重するものとする。」としてはどうか。
- 第13条第4項は、当然のこと。この項だけ浮いているような気がする。

- 第14条以降は、次回取り扱う。
- （3）逐条解説（たたき台）の検討について

3 その他事務連絡

- 次回の委員会は、6月6日（火）午後1時から開催する。

[閉 会]

以 上